

日医発第1653号（保険）

令和6年12月25日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公印省略）

令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予等に係る取扱期間延長について

令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長につきましては、令和6年12月23日付け日医発第1626号（保険）「令和6年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長について」等においてご案内申し上げているところです。

今般、総務省自治行政局公務員部福利課および厚生労働省保険局保険課より、地方職員共済組合や健康保険組合等に対し、当面、令和6年12月末日までとされていた被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予について、実情に応じて、令和7年6月末日まで引き続き延長していただきたい旨の要請がなされましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

・令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）〔各都道府県市町村担当課宛〕

（令6.12.20 事務連絡 総務省自治行政局公務員部福利課）

・令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）〔地方職員共済組合等宛〕

（令6.12.20 事務連絡 総務省自治行政局公務員部福利課）

・令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

（令6.12.13 事務連絡 厚生労働省保険局保険課）

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 20 日

各都道府県市町村担当課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和 6 年能登半島地震で被災した組合員及び被扶養者の保険医療機関等での一部負担金等の徴収の猶予等については、令和 6 年 9 月 30 日付け事務連絡「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）」において、令和 6 年能登半島地震による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 6 年 12 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和 6 年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 7 年 1 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うこととしますので、貴管内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し、ご指導方よろしくお願いします。

記

○ 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長について

当面、令和 6 年 12 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和 7 年 6 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

また、一部負担金等の減免を実施している共済組合においても同様に、共済組合の実情に応じて、減免期間を令和 7 年 6 月末日まで延長していただきたいこと。

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 20 日

地 方 職 員 共 済 組 合
（地共済事務局扱い）
東 京 都 職 員 共 済 組 合
各指定都市職員共済組合

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和 6 年能登半島地震で被災した組合員及び被扶養者の保険医療機関等での一部負担金等の徴収の猶予等については、令和 6 年 9 月 30 日付け事務連絡「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）」において、令和 6 年能登半島地震による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 6 年 12 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和 6 年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 7 年 1 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うこととしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

○ 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長について

当面、令和 6 年 12 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和 7 年 6 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

また、一部負担金等の減免を実施している共済組合においても同様に、共済組合の実情に応じて、減免期間を令和 7 年 6 月末日まで延長していただきたいこと。

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 13 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る
取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

令和 6 年能登半島地震で被災した方々の保険医療機関等での一部負担金等の徴収の猶予等については、別添「令和 6 年 9 月 25 日厚生労働省保険局保険課事務連絡「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）」において、令和 6 年能登半島地震による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 6 年 12 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和 6 年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 7 年 1 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことを要請しますので、よろしくお取り計らい願います。

また、貴健康保険組合における一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長の意向について、別紙「意向調査票」により御回答いただきますようお願いします。

一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長を実施すると御回答いただいた健康保険組合については、引き続き一部負担金等の徴収の猶予等の対象となる健康保険組合として、全国の保険医療機関等に対して健康保険組合名を周知する予定としていますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

回答に当たっては、令和 6 年 12 月 19 日（木）15 時までに御報告をお願いします。

記

一部負担金等の徴収の猶予をする期間の延長について

当面、令和 6 年 12 月末日までとされていた徴収の猶予について、健康保険組合の実情に応じて、令和 7 年 6 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

また、一部負担金等の減免を実施している健康保険組合においても同様に、健康保険組合の実情に応じて、減免期間を令和 7 年 6 月末日まで延長していただきたいこと。

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 25 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る
取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

令和 6 年能登半島地震で被災した方々の保険医療機関等での一部負担金等の徴収の猶予等については、別添「令和 6 年 2 月 26 日厚生労働省保険局保険課事務連絡「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）」において、令和 6 年能登半島地震による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 6 年 9 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和 6 年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 6 年 10 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことを要請しますので、よろしくお取り計らい願います。

また、貴健康保険組合における一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長の意向について、別紙「意向調査票」により御回答いただきますようお願いします。

一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長を実施すると御回答いただいた健康保険組合については、引き続き一部負担金等の徴収の猶予等の対象となる健康保険組合として、全国の保険医療機関等に対して健康保険組合名を周知する予定としていますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

回答に当たっては、令和 6 年 9 月 26 日（木）15 時までに御報告をお願いします。

記

一部負担金等の徴収の猶予をする期間の延長について

当面、令和 6 年 9 月末日までとされていた徴収の猶予について、健康保険組合の実情に応じて、同年 12 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

また、一部負担金等の減免を実施している健康保険組合においても同様に、健康保険組合の実情に応じて、減免期間を同年 12 月末日まで延長していただきたいこと。

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 26 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る
取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

令和 6 年能登半島地震で被災した方々の保険医療機関等での一部負担金等の徴収の猶予等については、別添「令和 6 年 1 月 10 日厚生労働省保険局保険課事務連絡「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請及び意向確認）」」において、令和 6 年能登半島地震による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 6 年 4 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和 6 年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 6 年 5 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことを要請しますので、よろしくお取り計らい願います。

また、貴健康保険組合における一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長の意向について、別紙「意向調査票」により御回答いただきますようお願いします。

一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長を実施すると御回答いただいた健康保険組合については、引き続き一部負担金等の徴収の猶予等の対象となる健康保険組合として、全国の保険医療機関等に対して健康保険組合名を周知する予定としていますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

回答に当たっては、令和 6 年 2 月 28 日（水）正午までに御報告をお願いします。

記

一部負担金等の徴収の猶予をする期間の延長について

当面、令和 6 年 4 月末日までとされていた徴収の猶予について、健康保険組合の実情に応じて、同年 9 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

また、一部負担金等の減免を実施している健康保険組合においても同様に、健康保険組合の実情に応じて、減免期間を同年 9 月末日まで延長していただきたいこと。

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について
(要請及び意向確認)

令和 6 年能登半島地震で被災した方々の保険医療機関等での一部負担金等の取扱いについては、「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」(令和 6 年 1 月 2 日付け保険局保険課事務連絡)において、現行法の取扱いをお示したところですが、被害の甚大な状況に鑑み、下記のとおり一部負担金等の徴収を猶予(減免)していただくよう要請しますので、よろしくお取り計らい願います。

また、保険料の納付期限の延長や納付猶予の実施についても、引き続き御検討いただくようお願い申し上げます。

記

1. 徴収を猶予(減免)する一部負担金等の範囲

保険医療機関等での以下の一部負担金等の支払いは、保険医療機関等への支払いに代えて、保険者が被保険者から直接徴収する整理とし、その徴収を猶予(減免)いただきたいこと。

- ・一部負担金
- ・保険外併用療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)
- ・訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・家族療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)
- ・家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2. 対象者の要件

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

- (1) 令和 6 年能登半島地震に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村に住所を有する(災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。)健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の被保険者又は被扶養者であること。
- (2) 令和 6 年能登半島地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
 - ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

3. 取扱いの期間

一部負担金等の徴収の猶予については、当面、令和6年4月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、令和6年4月末日まで徴収を猶予いただきたいこと。(必要に応じて延長も検討する)

4. 意向確認

貴健康保険組合における一部負担金の徴収猶予や減免、保険料納付期限の延長、納付猶予の実施の意向について、別紙「意向調査票」により回答をお願いします。

なお、別紙「意向調査票」にも記載していますが、一部負担金の徴収猶予を実施すると回答頂いた健康保険組合については、令和6年能登半島地震により被災した被保険者が保険医療機関にかかった際に混乱を招かないよう、今後、一部負担金等の支払いの猶予の対象となる医療保険者として、全国の保険医療機関等に対して保険者名を周知させていただきますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

報告期限について、令和6年1月11日までとしますが、意向が確定次第、速やかに御報告をお願いします。

(参考)

◎ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抄）

（一部負担金の特例）

第七十五条の二 保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関又は保険薬局に第七十四条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。
- 三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保険者は、第七十四条第一項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療期間又は保険薬局に支払うをもって足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

3 前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

（家族療養費の額の特例）

第一百条の二 保険者は、第七十五条の二第一項に規定する被保険者の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において保険者が定めた割合とする措置を採ることができる。

2 前項に規定する被扶養者に係る前条第四項の適用については、同項中「家族療養費として被保険者に対し支給すべき額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」とする。この場合において、保険者は、当該支払をした額から家族療養費として被保険者に対し支給すべき額を控除した額をその被扶養者に係る被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。